

事例 8 ラム・リサーチ・コーポレーションとケーエルエー・テンコール・コーポレーションの統合

第 1 本件の概要

本件は、半導体製造装置のうち製造工程を実行する装置（以下「製造装置」という。）の製造販売業を営むラム・リサーチ・コーポレーション（本社米国。以下「L a m」といい、L a mと既に結合関係が形成されている企業の集団を「L a mグループ」という。）の子会社と、同じく半導体製造装置のうち製造工程が実行された結果を検査する装置（以下「検査装置」という。）の製造販売業を営むケーエルエー・テンコール・コーポレーション（本社米国。以下「K T」といい、K Tと既に結合関係が形成されている企業の集団を「K Tグループ」といい、L a mグループと併せて「当事会社」という。）が、①K Tを存続会社として合併した後、②L a mがK Tの発行済み株式の全部を取得すること（以下、上記①及び②を併せて「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第 10 条及び第 15 条である。

（参考）海外競争当局との連絡調整

本件行為については、米国司法省反トラスト局（以下「D O J」という。）等も審査を行っており、公正取引委員会は、D O Jとの間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

第 2 商品の概要

1 半導体製造装置

半導体製造装置とは、シリコン・ウェハ¹（以下「ウェハ」という。）を加工して半導体（I C）²を製造するための装置である。

I Cが製造されるまでには、成膜³、リソグラフィ⁴、エッチング⁵などの一連の工程が数百回繰り返される。この一連の工程は製造装置により実行されるが、その結果は検査装置を用いて検査され、欠陥等があれば製造装置の設定に反映される。

2 半導体製造装置の需要者

半導体製造装置の需要者は、I C製造業者及び製造装置製造販売業者である。I C製造業者はI Cの研究開発及び製造のために製造装置及び検査装置を購入しており、製造装置製造販売業者は新たな製造装置の研究開発を行うために検査装置を購入している。

¹ 円柱状のケイ素の単結晶を約 1 mmの薄さで切断し、研磨、洗浄した円盤状の薄板。

² 情報保存、数値計算、論理演算など半導体の性質を利用した処理機能を持った電子回路を約 1 cm四方の基盤上に形成した電子部品。

³ トランジスタの基礎となる半導体膜、配線の基礎になる金属膜、それらを絶縁する絶縁膜などの薄膜をウェハ上に形成する工程。

⁴ 回路パターン原版であるフォトリソマスクに描かれた回路パターンを、写真の原理でウェハ上に転写する工程。

⁵ ウェハ上に転写された回路パターンに従って、薬液やガスで薄膜を選択的に除去する工程。

第3 本件行為が競争に与える影響

当事会社はいずれも半導体製造装置の製造販売業を世界全体で営んでいるものの、製造装置と検査装置は全く異なる機能を持つ装置であり、製造に必要なノウハウ・技術も全く異なるため、水平関係にはない。

一方、L a mグループは、製造装置の製造販売業を営むためにK Tグループから検査装置を購入している。このため、本件行為は、検査装置を川上市場、製造装置を川下市場とする垂直型企業結合に該当する。

本件では、K Tグループが製造販売する検査装置のうち、製造装置製造販売業者の研究開発にとって特に重要であると認められた複数の検査装置（以下、併せて「特定検査装置」という。）について、当事会社がL a mの競争者に対して行うK Tグループの特定検査装置の供給拒否・遅延等（以下、第3及び第5において、この行為を「投入物閉鎖」という。）が行われるおそれがないか検討した。

1 投入物閉鎖の能力

K Tグループの特定検査装置は、多くの主要なI C製造業者及び製造装置製造販売業者により使用されている。

また、I C製造業者及び製造装置製造販売業者によれば、K Tグループの特定検査装置は、他の検査装置製造販売業者の特定検査装置と比較して、より微細な塵や欠陥を検出できるなど著しく高い性能を有している。

さらに、製造装置製造販売業者は、I C製造業者による製造装置の選定の際、自社の製造装置の性能をK Tグループの特定検査装置による検査の結果で示すようI C製造業者から求められる場合がある。K Tグループの特定検査装置を用いることが明示的に求められない場合でも、他の検査装置製造販売業者の特定検査装置を用いることが性能面から困難である場合も多いことが認められた。

そのため、当事会社には投入物閉鎖を行う能力があると認められる。

2 投入物閉鎖のインセンティブ

K Tグループの検査装置の主な販売先はI C製造業者であり、製造装置製造販売業者への売上額は、K Tグループの検査装置の売上額全体のごく僅かを占めるに過ぎない。

そのため、L a mグループのI C製造業者に販売する製造装置の売上額がK Tグループの検査装置の売上額全体よりもさらに大きいこと等に鑑みれば、当事会社に投入物閉鎖を行うインセンティブが認められる。

3 小括

前記1及び2から、当事会社による投入物閉鎖が行われる懸念があると認められ、また、本件では、投入物閉鎖のほか次の(1)及び(2)のような影響が生じる懸念もあることから、製造装置の取引分野において競争が実質的に制限される懸念がある。

(1) IC製造業者及び製造装置製造販売業者の機密情報の流用

K Tグループが有するIC製造業者のICの製造に関する機密情報及び製造装置製造販売業者の製造装置の研究開発に関する機密情報が、L a mグループの製造装置の開発に用いられることにより、当事会社が製造装置の製造販売市場において不当に有利になること。

(2) 共同研究開発の阻害

前記(1)のような行為が行われる懸念をIC製造業者及びL a mグループ以外の製造装置製造販売業者が抱くことにより、従来行われてきたK TグループとIC製造業者又は製造装置製造販売業者が共同して行う研究開発の意欲が減殺されること。

第4 当事会社による問題解消措置の申出

前記第3についての懸念を当事会社に伝えたところ、当事会社からは、特定検査装置に関して、一定の期間を定めて、L a mグループによる当該商品の使用と実質的に同じタイミングでL a mグループの競争者が当該商品を使用できる機会を提供する等の問題解消措置を採る旨の申出があった。

第5 問題解消措置に対する評価

公正取引委員会は、本件においては、問題解消措置の遵守状況を監視することが困難なこと、投入物閉鎖により競争が一旦失われた場合の回復が困難なこと、一定の期間の経過により問題が解消される事情が認められなかったこと等に鑑みて、当事会社から申出のあった問題解消措置の内容では本件行為の競争への影響を解消することはできないとの結論に至った。

第6 結論

前記第5の結論について当事会社に伝えていたところ、当事会社が本件行為の計画を撤回したため、公正取引委員会は本件行為の審査を中止した。